

令和7年度予算編成方針

第1 現在の国の経済情勢と動向

国は現在の経済情勢について、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している、としており、その先行きについても、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」と分析しています。

その一方で、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスク、また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響などに十分注意する必要があることを指摘しています。

第2 本市の状況

本市においても国と同様に経済情勢は緩やかに回復しているとみられる一方で、少子高齢化の進行に伴って扶助費など義務的経費の増加は当面継続すると見込まれ、本市の令和7年度当初予算編成は、大変厳しい環境下での実施となるものと考えます。

歳入においては、その根幹をなす市税について、所得の伸びに伴う個人市民税の増など一定の増加は期待できるものの、その伸びは緩やかであり、大幅な増収は期待できません。その他の歳入項目については、令和7年度政府予算や、地方全体の財政フレームなどを踏まえながら、見込を立てる必要がありますが、年末にかけて議論が本格化することから、現時点では不確定な要素が多く、また、前述のとおり経済情勢にも不透明さが残っているため、こちらも大幅な歳入増を見込むのは難しい状況にあります。

次に、歳出については、人事院勧告に準じた職員給与費の増や最低賃金の引上げに伴う会計年度任用職員の報酬額の見直しなどによる人件費の増加をはじめ、保育所の運営に関わる経費、そして、障がい者の自立支援のための給付など、扶助費の増加が見込まれています。さらに、物価高騰の影響についても、引き続き注意を払う必要があります。

本年9月末時点における令和7年度の一般財源ベースでの財政見通しは、歳入総額が令和6年度当初予算から約3.5億円増の約515.7億円にとどまります。一方で歳出は、令和6年度当初予算から約3.8億円増の約541億円となり、財源不足額は25.3億円に上ります。この試算は、義務的経費以外は原則前年度同額として行ったも

のですが、その場合でも、義務的経費を中心とする歳出の増加が、下水道使用料の改定により見込まれる下水道事業会計負担金などの歳出の減少や市税を中心とする歳入の増加などを上回っており、財政のさらなる硬直化が懸念される大変厳しい状況であることを示しています。この財源不足額全額を財政調整基金の取り崩しで補てんとすると、数年内に財政運営に多大な支障が生じることから、令和7年度の予算編成においても可能な限り歳出額を縮減していく必要があります。

第3 予算編成への取り組み姿勢

前述のとおり厳しい条件下の予算編成が迫られる状況にあるものの、令和7年度からは新たな総合計画のもとで施策を展開することとなります。こうした中であっては、各担当課が担っている事務事業について、新たな総合計画の目標や方針を踏まえて再考し、真に必要な経費のみを計上するよう努めなければなりません。これまで以上に、職員一人ひとりが、行政運営の視点に加え、限りある財源の中で行政を経営する視点を持って、前例踏襲から一步踏み出し、効率的・効果的に事業を実施する方法を再検討するなど、意識改革を進めることも重要です。

以上の認識のもと、試算上の財源不足額25.3億円について、歳入・歳出の両面からその解消を図っていきます。

歳出においては、令和6年度当初予算を基礎とし、義務的経費の増加等を踏まえ、各部かいごとに要求上限額を設定します。各部かいにおいては、事業の効果や効率性を見極めることに加えて、各部かい内の事業間においても、さらなる選択と集中に努め、真に令和7年度に実施する必要のある事業費のみを計上することとし、事業の方向性や内容については、現在実施している事務事業精査の内容等も考慮しつつ、トップヒアリング等の場で調整していくものとします。また、歳入においては、国庫補助金等や各種基金の一層の有効活用等、総額の確保に努めていくものとします。

以上を踏まえ、令和7年度当初予算の要求にあたっては、以下の点を徹底し、年間を通じた適正な見積もりを行ってください。

(1) 事業費の精査とスクラップ&ビルドの徹底

- ①令和7年度の予算編成は、財源不足が依然厳しい状況にあることを踏まえ、新規事業や充実事業については、社会経済状況に照らし、真に必要な事業のみ、計上を認めることとする。この際、財源を捻出するため、部かいレベルで既存事業のスクラップ&ビルドを十分に検討すること。
- ②令和5年度の決算不用額や令和6年度予算の執行状況、事務事業評価結果などを総合的に勘案し、最小限の経費を見積もること。

(2) 要求上限額の範囲内での予算計上

各部かいにおいては、別途通知する要求上限額の範囲内で予算を計上すること。なお、次の項目については、要求上限額の枠外として扱うこととする。

- ① 会計年度任用職員の時間単価の改定および正規職員の給与改定に伴う人件費の増加分
- ② 事前に理事者、政策部との調整が完了しているもの及びその他やむを得ない理由によるもの

(3) 後年度の財政負担について

建設事業の予算要求にあたっては、後年度の維持管理経費等を考慮するとともに、最小限の経費で要求すること。また、地方債については、公債費の増加を抑制、平準化する観点から、財政課で総額の調整を行うこととする。

(4) 物価高騰について

義務的経費を除いては原則として前年度同額を要求上限額としているため、物価高騰分は、部かい内での事業の選択と集中、事業の実施方法の再検討、事業費の精査等により吸収すること。

(5) 自主財源の確保

市税の課税客体の適正な把握及び納付催告や滞納整理の強化、市の資産を広告媒体とした広告収入など、可能な限り自主財源を確保すること。

(6) 特定財源等の確保

国・県の予算編成動向などを把握し、的確に歳入予算に反映させるとともに、民間団体等における補助金制度にも目を向けるなど、可能な限りの情報収集及び研究を尽くし、歳入の総額確保に努めること。補助金等が廃止となる場合は、事業の継続について検討すること。

(7) 業務の効率化、見直し（行政改革の推進）

「事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。」とする地方自治の原則を踏まえて業務の効率化、見直し等を進めること。特に今般、自治体に対してDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進が求められる中においては、現行の業務を前提とすることなく、デジタル社会への対応、スマート自治体への転換を視野に入れ、これまでの実施手法や業務自体のあり方を含め、さらなる改善・見直しに取り組むこと。

(8) 特別会計及び企業会計

各会計は独立採算が前提であることを踏まえ、常に収支の均衡と受益者の適正負担に配慮し、財源不足を安易に一般会計からの赤字補てんに依存しないこと。また、税、使用料などの自主財源の改定を検討するとともに、徹底した経営努力による経費の節減と運営の合理化に努めること。さらに、徹底した未収金対策に努めること。